

平成20年10月31日 金曜日

福島県報号外第61号別冊

福島県人事行政の運営等の状況の公表

平成20年10月

人事行政の運営の状況

1	職員の任免及び職員数に関する状況	
(1)	職員数の状況と主な増減理由	1
(2)	職員数適正管理の数値目標及び進捗状況等	2
(3)	職員の採用及び退職の状況	2
2	職員の給与の状況	
(1)	総括	3
(2)	職員の平均給与月額、初任給等の状況	3
(3)	一般行政職の級別職員数等の状況	4
(4)	職員の手当の状況	5
(5)	特別職の報酬等の状況	12
(6)	公営企業職員の状況	
	ア 工業用水道事業（企業局）	13
	イ 地域開発事業（企業局）	15
	ウ 病院事業（病院局）	18
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1)	職員の勤務時間の状況	21
(2)	職員の年次有給休暇の使用状況	21
(3)	病気休暇及び特別休暇の状況	21
(4)	育児休業等の利用状況	22
(5)	介護休暇の取得状況	22
4	職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1)	分限処分の状況	23
(2)	懲戒処分の状況	24
5	職員のサービスの状況	25
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1)	研修の実施状況	26
(2)	勤務成績の評定の状況	27
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1)	職員の福利厚生の実施状況	29
(2)	公務災害等の状況	31
(3)	職員の利益の保護の状況	31
8	その他知事が必要と認める事項	
(1)	公益通報の状況	31
(2)	職員に対する働きかけに関する対応状況	31

人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機 関 名	職 員 数				対 前 年 度	理 由
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	増 減 数	
知事部局	7,094 (36) 法人化分除き 5,764 (33)	5,706 (29)	5,644 (35)	5,550 (93)	94 (58)	業務効率化等による減
企業局	58 (0)	56 (2)	51 (2)	47 (4)	4 (2)	定年退職等による減
病院局	1,031 (2)	1,000 (3)	830 (3)	804 (7)	26 (4)	退職者の増加、 駐在場所の廃止 等による減
議会事務局	36 (0)	36 (0)	37 (0)	36 (0)	1 (0)	
教育委員会	18,290 (33)	18,133 (22)	17,930 (21)	17,689 (31)	241 (10)	児童・生徒数の 減少に伴う減、 組織改編による 減
警察本部	3,633 (0)	3,646 (0)	3,660 (0)	3,680 (12)	20 (12)	欠員の補充
選挙管理委員会 事務局	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	0 (0)	
人事委員会 事務局	13 (0)	13 (0)	13 (0)	13 (0)	0 (0)	
労働委員会 事務局	13 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	0 (0)	
海区漁業調整 委員会事務局	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合 計	30,204 (71) 法人化分除き 28,874 (68)	28,638 (56)	28,213 (61)	27,867 (147)	346 (86)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、()内は再任用短時間勤務職員 で外書きです。

再任用短時間勤務職員

地方公務員法(以下「法」という。)第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を越えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。)に採用された職員。

(2) 職員数適正管理の数値目標及び進捗状況等

ア 知事部局では、平成18年度から平成22年度を期間とする行財政改革大綱に基づき、アウトソーシングの推進、ITの活用等による事務事業の見直しなどにより、5年間で350人の職員数を削減することとしています。

(ア) 削減目標

(単位：人)

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	削減目標
条例定数改正	5,862	5,512	350

(イ) 削減実績

(単位：人)

	平成18年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日	削減実績合計
知事部局職員数	5,706	5,644	5,550	
削減実績		62	94	156

イ 企業局及び病院局においても、それぞれアウトソーシングの推進、業務の効率化等により、定員の一層の適正管理に努めています。

(3) 職員の採用及び退職の状況

平成19年度に採用及び退職した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分 職種	平成17年度		平成18年度		平成19年度				
	採用	退職	採用	退職	採用	退職			計
						定年	勸奨	その他	
一般行政職	165 (26)	209 (11)	148 (23)	229 (16)	126 (24)	142	83	78 (3)	303 (3)
医療職	102	133	51 (2)	181 (1)	48 (6)	33	25	108 (2)	166 (2)
技能労務職	0 (1)	18	2 (12)	26 (4)	0 (12)	15	1	1	17
教育職	366 (90)	325 (55)	278 (72)	376 (46)	257 (56)	256	82	92 (66)	430 (66)
公安職	171	132	158	158	194	83	35	70	188
合計	804 (117)	817 (66)	637 (109)	970 (67)	625 (98)	529	226	349 (71)	1,104 (71)

- (注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含みます。
 2 ()内は再任用職員であり、外書きです。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
	人	千円	千円	千円	%
平成19年度	2,075,555	820,743,727	2,326,147	278,937,553	34.0
平成18年度	2,089,439	830,848,126	3,829,935	276,036,189	33.2
平成17年度	2,100,851	866,427,370	2,785,877	282,107,426	32.6

イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成19年度	30,425	132,325,940	24,179,834	53,516,112	210,021,886	6,903
平成18年度	30,681	133,341,074	24,169,257	53,418,290	210,928,621	6,875
平成17年度	31,570	137,820,259	25,191,560	55,287,563	218,299,382	6,915

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、特別職を除いた普通会計職員数であり年度中の増減を平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（各年度4月1日現在）

	一般行政職		技能労務職		高等学校教育職		小・中学校教育職		公安職	
	H19.4.1	H20.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H19.4.1	H20.4.1
平均年齢	歳月	歳月	歳月	歳月						
	43.02	43.05	49.06	50.04	42.11	43.09	43.03	43.11	41.08	41.02
平均給料 月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	354,800	346,200	367,300	361,800	393,100	382,500	395,900	387,500	354,400	341,600
平均給与 月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	417,032	417,421	410,533	409,143	444,878	435,813	444,713	437,018	481,800	463,165

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年度4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

イ 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	181,000円	192,600円
	高校卒	146,300円	156,300円
技能労務職	高校卒	154,550円	166,050円
	中学卒	139,250円	147,850円
高等学校教育職	大学卒	202,200円	215,000円
	高校卒	156,800円	170,400円
小・中学校教育職	大学卒	202,200円	214,900円
	高校卒	156,800円	170,400円
公安職	大学卒	207,100円	223,400円
	高校卒	166,800円	187,600円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	263,900円	321,700円	366,800円
	高校卒	208,500円	262,000円	322,900円
技能労務職	高校卒	在職者なし	239,800円	306,000円
	中学卒	在職者なし	在職者なし	253,200円
高等学校教 育職	大学卒	307,100円	358,900円	394,800円
	高校卒	在職者なし	276,700円	在職者なし
小・中学校 教育職	大学卒	309,700円	361,100円	391,600円
	高校卒	在職者なし	在職者なし	370,300円
公 安 職	大学卒	288,100円	329,800円	374,700円
	高校卒	250,700円	286,300円	339,600円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数			構成比
		H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H20.4.1
1 級	係員	人 416	人 364	人 325	% 5.1
2 級	係員	人 634	人 547	人 486	% 7.6
3 級	主査	人 1,334	人 1,267	人 1,248	% 19.6
4 級	本庁副課長、出先課長	人 1,891	人 1,964	人 1,955	% 30.7
5 級	本庁副課長、出先次長	人 852	人 870	人 888	% 14.0
6 級	本庁課長、出先所長	人 1,208	人 1,231	人 1,205	% 19.0
7 級	本庁課長、出先所長	人 186	人 184	人 166	% 2.6
8 級	本庁次長	人 45	人 50	人 53	% 0.8
9 級	本庁部長、地方振興局長	人 31	人 30	人 30	% 0.5
10 級	本庁部長	人 2	人 2	人 2	% 0.0
計		人 6,599	人 6,509	人 6,358	% 100.00

- (注) 1 「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 一般行政職の標準を超える昇給の状況

勤務成績が特に優秀である場合等に、上位の号給に昇給させることができるものです。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
職員数 A	人 6,718	人 6,673	人 6,602	人 6,510
実施職員数 B	人 922	人 755	人 733	人 697
比率 B/A	% 13.7	% 11.3	% 11.1	% 10.7

- (注) 1 職員数は各年度4月1日現在の一般行政職員数です。
2 平成16年度及び平成17年度の実施職員数は、特別昇給等により普通昇給の期間を短縮した職員数です。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

年間4.45月分が2回に分けて支給されます。

福 島 県	国
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,828千円	-
(平成19年度支給割合) 期末手当 2.95月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.75)月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.65)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

福 島 県	国
1人当たり平均支給額(平成19年度) 自己都合 6,291千円 勸奨・定年 28,114千円	-
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です(特別職除く)。

ウ 地域手当（平成20年4月1日現在）

県外の特定地域に勤務する職員および採用が困難な医師に対して支給されます。
平成17年度までは、「調整手当」として支給されていた手当です。

支給実績（平成19年度普通会計決算見込）		46,100 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		583,544 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	16%	26人	16%
大阪市	13%	6人	13%
名古屋市	12%	2人	12%
札幌市	3%	5人	3%
仙台市	6%	3人	6%
医師	13%	35人	13%

エ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

支給実績（平成19年度普通会計決算見込）		1,104,657 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		99,188 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）		39.4%	
手当の種類（手当数）		31	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～610円
水中作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円～1,500円
爆発物取扱等作業手当	警察職員、地方振興局に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1件当たり1,900円～5,100円
家畜等取扱手当	畜産試験場、家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取、家畜保健衛生に関する病性鑑定、とさつ検査等の作業に従事した場合	月額4,000円 日額240円～1,740円
死体処理手当	警察本部（検視等）の職員	死体の処理、検視等の作業に従事した場合	日額1,100円～2,200円 （死体収容、搬送等） 1体3,200円（検視、解剖補助）

感染症防疫等作業手当	感染症病棟又は家畜保健衛生所等の機関に勤務する職員	感染症汚染区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有害物又は薬物を使用し て行う試験、研究等のうち著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	日額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師、試験研究機関に勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業に従事した場合	日額240円
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発生現場等における災害警備、遭難救助等の作業に従事した場合	日額480円～840円
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算
教員特殊業務手当	県立学校、市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	日額1,200円～3,200円
教育業務連絡指導手当	県立学校、市町村立学校の教諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	日額200円
県税賦課徴収手当	地方振興局（県税部）等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに係る機関を訪問して行う業務に従事した場合	日額1,050円 月額20,000円(専ら従事)
技術者養成指導手当	高等技術専門学校等の職員、右記の訓練指導に従事した職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門的知識を必要とする授業を担当、又は消防に関する訓練指導等に従事した場合	日額460円（訓練指導） 給料月額×6/100等（授業担当）

乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船に乗り組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	日額490円
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健衛生関係法の規定により、要保護者等に接して行う一定の業務に従事した場合	日額340円～610円 月額12,800円（生活保護関連対象職に専ら従事）
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	1件当たり620円～7,200円
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で行う健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局（県税部）に勤務する職員等	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査、漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	日額500円～550円
犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装備を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	日額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	日額280円～460円
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業並びに理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定作業に従事した場合	日額310円～560円
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護、核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円～1,150円
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円

病院等特殊業務手当	総合療育センターに勤務する職員	入院病棟における困難な医療業務等に従事した場合	日額410円 月額20,000円～50,000円 (専ら従事)
野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円 月額7,500円
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	授業1単位時間1,200円
守衛特殊業務手当	守衛である職員	庁舎管理上著しく支障があると認められる行為を行う者について、庁内又は構内に立入を禁止し又は退去させる業務に従事した場合	日額240円
多学年学級担当業務手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員で規則で定めるもの	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額290円等

オ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績(平成19年度普通会計決算見込)	3,965,827千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	525千円
支給実績(平成18年度普通会計決算)	3,975,001千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	515千円

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度普通会計決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額 (同左)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者13,000円等	同じ	-	3,572,963千円	231,259円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る)、自宅等に居住している職員等に支給 (支給額) 借家等: 上限27,000円 自宅等: 上限3,500円	一部異なる	自宅等の場合、新築、購入した日から5年経過後も2,500円支給	2,328,723千円	143,306円

初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員で採用困難と認められる職等に一定期間支給 (支給額) 勤務地及び支給年次に応じた額	一部異なる	人材確保等のため当分の間50,000円を加算した額を支給	64,771千円	1,295,420円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給 (支給額) 交通機関利用：6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用：通勤距離に応じた額(上限49,300円)	一部異なる	運賃等相当額が58,000円超の場合、超える額の1/2を加算	3,175,599千円	147,066円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給額) 基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円～45,000円	一部異なる	加算額の交通距離区分について300kmまでを交通距離50kmごとに区分	444,139千円	319,524円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	一部異なる	一般行政職の場合、4級5種45,400円～10級1種139,300円を支給	1,983,942千円	661,093円
特地勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	-	542,490千円	438,198円

定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額8,000円～24,000円			71,959千円	513,992円
産業教育手当	県立高等学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額11,000円～23,000円			292,986千円	494,074円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校、市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 20,200円以内で職務の級及び号給に応じた額			3,006,528千円	187,240円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額8/100の額			80,727千円	342,063円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,300円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合20,000円等	同じ	-	73,443千円	162,484円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給率に応じ定める額)	同じ	-	54,150千円	419,767円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	-	390,869千円	154,799円

休日給	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給（支給額） 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ	-	946,430千円	405,323円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給（支給額） 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	-	702,431千円	35,474円

(5) 特別職の報酬等の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,056,000円
	副 知 事	875,500円
議員報酬	議 長	959,500円
	副 議 長	855,000円
	議 員	788,500円
期末手当	知 事	(平成19年度支給割合) 3.3月分
	副 知 事	(平成19年度支給割合) 3.3月分
退職手当	知 事	(算定方式) (支給時期) 給料月額×在職月数×支給率(65/100) 任期ごと
	副 知 事	" (55/100) "

(注) 知事・副知事の給料については、「知事等の給与の特例に関する条例」に基づき、それぞれ20%、15%、議長・副議長・議員の議員報酬については、「福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」に基づき5%減額された後の額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業（企業局）

(7) 職員給与費の状況（平成19年度は決算見込。平成18～16年度は決算額）

区分	総費用 A	純損益又は実質収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
	千円	千円	千円	%
19年度	2,615,202	72,371	388,472	14.9
18年度	2,611,677	118,113	425,320	16.3
17年度	3,790,751	464,283	443,403	11.7
16年度	3,066,236	384,220	442,370	14.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人あたり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	41	195,075	29,802	83,504	308,381	7,521
18年度	45	219,224	40,288	90,716	350,228	7,783
17年度	49	226,309	34,517	96,437	357,263	7,292
16年度	48	224,862	36,280	96,081	357,223	7,442

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(1) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
19年度	50.9	413,823	626,790
18年度	48.2	401,048	606,734
17年度	45.6	399,718	607,590
16年度	47.3	388,811	620,179

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(7) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		普通会計	
1人あたり平均支給額（平成19年度） 2,037 千円		1人あたり平均支給額（平成19年度） 1,828 千円	
（平成19年度支給割合） 期末手当 2.95 月分 （1.6）月分 勤勉手当 1.5 月分 （0.75）月分		（平成19年度支給割合） 期末手当 2.95 月分 （1.6）月分 勤勉手当 1.5 月分 （0.75）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 15～25 %		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 15～25 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成20年4月1日現在）

工業用水道事業			普通会計		
1人当たり平均支給額（平成19年度）			1人当たり平均支給額（平成19年度）		
自己都合	-	千円	自己都合	6,291	千円
勸奨・定年	25,858	千円	勸奨・定年	28,114	千円
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

c 地域手当（平成20年4月1日現在）

県外の特定地域に勤務する職員に対して支給されます。
平成17年度までは、「調整手当」として支給されていた手当です。

支給総額（平成19年度決算見込）	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	支給対象者なし

d 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給総額（平成19年度決算見込）		59 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		3,933 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）		36.6 %	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所作業（地上10m以上）、水面下作業（水深4m以上）等に従事した場合	日額240円～450円
災害応急作業手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業等に従事した場合	日額480円～730円
用地交渉等手当	出先機関職員	現地において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

e 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算見込）	5,423 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	169 千円
支給実績（平成18年度決算）	3,266 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	93 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成19年度 決算見込）	支給職員1人 当たり平均支給 年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			8,526千円	284,200円
住居手当	知事部局に同じ			3,020千円	91,502円
通勤手当	知事部局に同じ			3,093千円	85,927円
管理職手当	知事部局に同じ			8,163千円	906,948円
単身赴任手当	知事部局に同じ			1,306千円	326,500円
寒冷地手当	知事部局に同じ			213千円	21,280円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

イ 地域開発事業（企業局）

(ア) 職員給与費の状況（平成19年度は決算見込。平成18～16年度は決算額）

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
	千円	千円	千円	%
19年度	1,786,236	1,041,698	85,202	4.8
18年度	4,142,913	2,498,435	87,763	2.1
17年度	1,321,936	834,019	72,643	5.5
16年度	559,509	496,692	82,652	14.8

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤怠手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	11	43,899	9,012	18,297	71,208	6,473
18年度	11	45,338	9,731	18,967	74,036	6,731
17年度	9	37,037	9,043	15,462	61,542	6,838
16年度	11	42,613	8,151	18,268	69,032	6,275

（注）1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
19年度	40.6	344,608	539,453
18年度	41.2	362,243	561,576
17年度	39.2	360,660	569,834
16年度	40.1	337,318	522,970

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

地域開発事業	普通会計
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,663千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,828千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.75) 月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20 % ・管理職加算 15~25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20 % ・管理職加算 15~25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当(平成20年4月1日現在)

地域開発事業	普通会計
1人当たり平均支給額(平成19年度) 自己都合 - 千円 勸奨・定年 - 千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) 自己都合 6,291千円 勸奨・定年 28,114千円
(支給率) 自己都合 勤続20年 - 月分 勤続25年 - 月分 勤続35年 - 月分 最高限度額 - 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (-~-%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

(注) 平成19年度における退職者はいません。

- c 地域手当（平成20年4月1日現在）
 県外の特定地域に勤務する職員に対して支給されます。
 平成17年度までは、「調整手当」として支給されていた手当です。

支給総額（平成19年度決算見込）	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	支給対象者なし

- d 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給総額（平成19年度決算見込）	3千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	1,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）	27.3%		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
用地交渉等手当	本局職員	現地における事業に必要な土地取得等に係る交渉等に 従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100 加算

- e 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算見込）	3,996千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	235千円
支給実績（平成18年度決算）	3,627千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	227千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- f その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成19年度 決算見込）	支給職員1人 当たり平均 支給年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			1,589千円	227,000円
住居手当	知事部局に同じ			1,304千円	186,343円
通勤手当	知事部局に同じ			673千円	84,163円
管理職手当	知事部局に同じ			1,327千円	663,660円
寒冷地手当	知事部局に同じ			106千円	21,280円
管理職特勤手当	知事部局に同じ			12千円	12,000円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

ウ 病院事業（病院局）

(7) 職員給与費の状況（平成19年度は決算見込。平成18～16年度は決算額）

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
	千円	千円	千円	%
19年度	14,568,561	1,954,632	8,239,078	56.6
18年度	17,760,533	2,276,873	9,611,934	54.1
17年度	18,254,666	1,790,063	10,452,108	57.3
16年度	18,136,590	1,577,576	10,121,033	55.8

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	830	3,474,827	1,155,663	1,443,108	6,073,598	7,318
18年度	1,005	4,200,545	1,276,585	1,736,664	7,213,794	7,178
17年度	1,034	4,399,129	1,387,689	1,816,559	7,603,377	7,363
16年度	1,042	4,445,017	1,441,671	1,821,119	7,707,807	7,397

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(1) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	区分	平均年齢	基本給	平均月収額
		歳	円	円
医 師	19年度	42.1	540,036	1,238,421
	18年度	45.9	564,923	1,282,128
	17年度	44.0	547,769	1,250,927
	16年度	42.4	525,298	1,196,037
看護師	19年度	41.0	327,635	526,986
	18年度	40.4	325,397	521,282
	17年度	39.8	331,555	535,020
	16年度	39.4	330,999	534,389
事務職員	19年度	42.9	373,149	606,196
	18年度	43.2	375,769	599,374
	17年度	43.4	377,536	605,153
	16年度	43.6	375,236	397,596

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

病院事業	普通会計
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,735千円	1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,828千円
（平成19年度支給割合） 期末手当 2.95月分 勤勉手当 1.5月分 （1.6）月分 （0.75）月分	（平成19年度支給割合） 期末手当 2.95月分 勤勉手当 1.5月分 （1.6）月分 （0.75）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成20年4月1日現在）

病院事業			普通会計		
1人当たり平均支給額（平成19年度）			1人当たり平均支給額（平成19年度）		
自己都合	2,090	千円	自己都合	6,291	千円
勸奨・定年	26,671	千円	勸奨・定年	28,114	千円
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5	月分	勤続20年	23.5	月分
	30.55	月分		30.55	月分
勤続25年	33.5	月分	勤続25年	33.5	月分
	41.34	月分		41.34	月分
勤続35年	47.5	月分	勤続35年	47.5	月分
	59.28	月分		59.28	月分
最高限度額	59.28	月分	最高限度額	59.28	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
	（2%～20%加算）			（2%～20%加算）	

c 地域手当（平成20年4月1日現在）

県外の特定地域に勤務する職員および採用が困難な医師に対して支給されます。
平成17年度までは、「調整手当」として支給されていた手当です。

支給総額（平成19年度決算見込）		48,418 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		681,944 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師	15%	64人	0%

d 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給総額（平成19年度決算見込）		150,591 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		21,277 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）		70.9%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師、看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間1,900円
死体処理手当	右記業務に従事した看護師、臨床検査技師	死体処理作業、解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師、看護職員等	感染症病棟、病室内において患者の診療、看護等業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等

特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラー技師等	高温多湿、騒音又は悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立会、移送業務に従事した場合	日額340円
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～3,300円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	病院医療職給料表(1)の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合	月額61,000円～165,000円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算見込）	315,410 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	400 千円
支給実績（平成18年度決算）	331,278 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	348 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成19年度決算見込）	支給職員1人当たり平均支給年額（同左）
扶養手当	知事部局に同じ			77,831 千円	203,746 円
住居手当	〃			52,638 千円	132,256 円
通勤手当	〃			77,539 千円	129,447 円
単身赴任手当	〃			6,951 千円	331,000 円
管理職手当	〃			32,585 千円	775,833 円
特地勤務手当	〃			933 千円	133,286 円
宿日直手当	〃			69,194 千円	974,563 円
夜勤手当	〃			75,538 千円	144,432 円
休日給	〃			118,267 千円	226,132 円
寒冷地手当	〃			41,061 千円	60,831 円
初任給調整手当	〃			206,975 千円	2,587,188 円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成20年4月1日現在）

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日について8時間（午前8時30分～午後5時30分）、1週間について40時間です。

また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年ごとに20日（中途採用者は別に人事委員会規則で定める日数）付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができることになっています。

平成19年の1人当たりの平均使用日数は、次のとおりです。

1人当たり平均使用日数
10.4日

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定められている有給休暇です。

平成20年4月1日現在、同規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付与日数
1 産前産後休暇	産前8週間以内 産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	3日以内
3 育児参加休暇	5日以内
4 妊娠障害休暇	14日以内
5 妊産婦検診休暇	必要と認められる期間
6 通勤緩和休暇	1日1時間以内
7 育児休暇	1日2回各45分以内
8 子育て休暇	7日以内
9 生理休暇	その都度2日以内
10 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
11 結婚休暇	7日以内
12 配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日
13 夏季休暇	5日以内
14 ボランティア休暇	5日以内
15 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇	必要と認められる期間
16 リフレッシュ休暇	勤続20年に達する場合2日以内 永年勤続表彰を受けた場合3日以内
17 選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
18 証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
20 風水震災等による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
21 風水震災等による職員の住居の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
22 交通機関の事故等を事由とする休暇	必要と認められる期間
23 風水震災等による職員の退勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4) 育児休業等の利用状況

育児休業及び部分休業は、ともに職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるもので、そのうち部分休業については、勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得できることとしています。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となっています。

平成19年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	育児休業 取得者数	部分休業		平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった 職員(育児休 業対象者数)	平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員(育児休業対象者数)		
		うち両休業 取得者数	取得者数		うち育児休 業取得者数	うち両休業 取得者数	うち部分休 業取得者数
男性職員	5 1	0 0	0 0	226	5	0	0
女性職員	405 524	1 3	6 4	407	405	1	6
計	410 525	1 3	6 4	633	410	1	6

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成19年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成18年度から19年度にかけて引き続き育児休業を取得している者の数です。

2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段の平成19年度に新たに育児休業を取得した者の数には「平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業)を取得した者」と「平成18年度中に育児休業が取得可能となったが、平成19年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者」の両方が含まれるので、「平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業取得者数」、「平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」、「平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることもありません。

(5) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢のため、当該配偶者等を介護することが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となっています。

平成19年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	介護休暇取得者数
男性職員	9
女性職員	20
計	29

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、公務能率の維持及びその適正な運営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成19年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	0	1	0	0	1
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	1	270	0	271
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	1	0	0	1
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (地方公務員法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (地方公務員法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (地方公務員法第27条第2項)	0	0	6	0	6
合 計	0	3	276	0	279
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0

(注) 1 対象職員は、一般職に属するすべての職員です。

2 分限処分者数

(1) 条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

(2) 平成19年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

(3) 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、地方公務員法第16条の欠格条項に該当した者を分限処分に付された者とみなしています。

(4) 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

(2) 懲戒処分状況

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持を図る趣旨から整備されています。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成19年度の懲戒処分状況は、次のとおりです。

ア 懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (地方公務員法第29条第1項第1号)	38	10	1	2	51
職務上の義務違反又は怠慢 (地方公務員法第29条第1項第2号)	15	3	1	0	19
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (地方公務員法第29条第1項第3号)	4	12	2	2	20
合 計	57	25	4	4	90

イ 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等)	14	9	4	1	28
一般非行関係 (傷害・暴行の刑法違反等)	0	0	0	1	1
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	38	16	0	2	56
管理監督責任	5	0	0	0	5
合 計	57	25	4	4	90

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成19年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
知事	<p>職員のサービス規律の厳正な保持について、定期的（夏季、年末及び年度末）に周知したほか、選挙の実施や職員が不祥事を起こした際など、必要に応じて随時、職員への周知等を行った。</p> <p>なお、平成19年度から、各所属に「コンプライアンス委員会」を設置し、職員の法令遵守等の意識高揚に努めています。</p>	<p>文書による通知 各所属におけるコンプライアンス委員会の開催等</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
病院事業管理者	<p>選挙が実施された場合のサービス規律に関する通知</p> <p>7月、12月、3月期において事故防止、サービス規律保持の通知</p> <p>職員にサービス規律違反が発生した場合は随時規律保持徹底の通知</p> <p>各所属に対して福島県倫理条例に基づいて、贈与の有無にかかわらず四半期ごとに報告を義務づけている。</p>	<p>文書による通知、各所属内の会合、回覧等</p> <p>文書による通知、各所属内の会合、回覧等</p> <p>文書による通知、各所属内の会合、回覧等</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
教育委員会	<p>1 平成19年7月、各学校のサービス倫理委員会において指導者となっている教頭を対象として、市町村立学校及び県立学校合同教頭会議を各市町村教育委員会と共同で開催し（県内7地区）し、不祥事防止の徹底を図った。</p> <p>2 平成19年10月、増加傾向にある速度超過運転に対処するため道路交通法違反関係教職員の懲戒処分に関する基準を改正して、速度超過運転に係る基準を厳罰化し、同11月から適用した。</p>	<p>不祥事防止策の協議等を行った。</p> <p>各所属に通知するとともに、各職員にリーフレットを配付した。</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
警察本部長	<p>警察職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼に応えられるよう高い倫理観の涵養と適切な職務執行の徹底を図った。</p>	<p>文書による通知、機会教育、各種会議</p>

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職層や経験年数に応じて行う指名研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型の研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等、各種研修を実施しています。

平成19年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

ア 一般行政職等

研修区分	受講者数(人)								
	研修名	知事部局	企業局	病院局	教育	警察本部	その他	合計	
指名研修	新採用職員	197	0	15	42	0(13)	0	254(13)	()は県警察学校での研修
	係員	792	0	108	143	46(32)	13	1,102(32)	()は管区警察学校での研修
	監督者	61	0	3	11	0(10)	0	75(10)	()は警察大学校での研修
	管理者	153	2	1	9	0	3	168	
	管理者特別研修	56	0	2	6	0	1	65	
	計	1,259	2	129	211	46(55)	17	1,664(55)	
個別選択研修	基礎能力・業務遂行能力開発	42	0	1	8	5(91)	3	59(91)	()は警察大学校、管区警察学校及び県警察学校での研修(研修区分 専科)
	政策形成能力開発	70	2	3	0	5	0	80	
	協働・対人能力開発	46	1	1	2	4	0	54	
	マネジメント能力養成	44	1	2	4	3	2	56	
	指導者養成	22	0	2	3	0	0	27	
	行政経営セミナー	86	1	4	7	17	5	120	
	中国語講座	8	0	0	0	0	1	9	
	計	318	5	13	24	34(91)	11	405(91)	
派遣研修	30	0	0	1	3	0	34		
合計	1,607	7	142	236	83(146)	28	2,103(146)	()は外数	

イ 教育職

研修区分	概要		受講者数(人)
	研修名		
基本研修	初任者研修	新任教員を対象として、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるなど、教員としての基礎、基本の習得を図る。	162
	経験者研修	教職経験5年の教員を対象にして、学習指導法など専門的な力量の向上を図る。	173
	経験者研修	教職経験10年という節目において、今までの教育活動を振り返り、自己の課題や適性等を再確認し、実践的指導力の向上を図る。	283

ウ 公安職

	研修区分	概要	受講者数(人)
	研修名		
採用時 教養	初任科・初任補修科	新たに採用された警察官を対象に、職責の自覚と使命感を培わせ、地域警察活動に必要な基礎的知識・技能の修得及び体力・気力の錬成を図る。	300
任用科	県警察学校	警部、警部補、巡査部長に昇任、又は昇任が予定されている警察官に対し、知識・技能の補完を図る教養。 各部門に新たに任用する警察官に対し、職責の自覚と専務員としての基礎的知識・技能の修得を図る。	112
	管区警察学校		172
	警察大学校		24
専科	県警察学校	特定の分野に関する専門的知識・技能の修得を図る。	573
	管区警察学校		63
	警察大学校		94

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員的能力開発・人材育成、適材適所の人事配置等に必要なる人事管理上の資料の整備を図ることを目的としています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤又は臨時的任用職員 ・ 教育職、医療職(一) 技能労務職給料表の適用を受ける職員 ・ 給料の特別調整額を受ける管理職員
評定者等	評定者は直近上位の管理職とし、最終評定者を所属長としています。また、実施責任者を各部局長等としています。 実施責任者は評定結果を厳正に審査し、不相当と認めるときは所要の訂正を命じることができることとしています。
基準日及び期間	平成19年8月1日を基準日として前1年間について作成しました。 ただし、転任、配置転換等の日から3月に満たない職員や長期の休職、研修等により基準日前3月以上にわたって業務に従事しなかった職員などについては、3月を満了するまで延期して実施することとしています。
評定結果の活用	評定結果については、職員的能力開発・人材育成及び適材適所の人事配置の基礎資料として活用しました。

イ 教育委員会(県立学校・市町村立学校)

勤務の評定の目的	勤務評定は、職員の適正配置等、公正な人事管理の基礎資料の一つとするものです。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての県立学校の教員、市町村立学校の教職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月以内の期間を定めて任用される職員 ・ 非常勤 ・ 指導主事に充てられた教員等
評定者等	評定者は、校長については教育長(市町村立学校の場合は市町村教育委員会教育長)とし、校長以外については当該職員の所属する学校の校長としています。
基準日及び期間	原則として平成19年9月1日を基準日として前1年間について評定しました。
評定結果の活用	評定結果については、人事配置に活用しました。

ウ 警察本部

勤務の評価の目的	勤務評価は、法第40条の規定に基づき、職員が職務と責任を遂行した勤務実績、能力及び適性を統一的に評価し、これを職員の処遇、計画的な人材育成、適材適所の人事配置等に活用し、併せて、公務能率の向上に資するために行っています。
対象職員	勤務評価は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方警務官 ・ 非常勤又は臨時的任用職員
評価者等	評価は、原則として、被評価者の複数の上司により行い、調整は、評価者の上位の職にある者が行うものとしています。
基準日及び期間	評価期間は、前年の4月1日から3月31日までの期間とし、3月31日現在で実施しました。また、平成20年からは、1月1日から12月31日までの期間とし、12月31日現在で実施することとしました。
評価結果の活用	評価の結果は、人材育成、人事配置等に活用しました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生管理規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「胸部健康診断」、「成人病予防健康診断」、「特別健康診断」などの各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成19年度の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 健康診断の実施状況

a 知事部局等（教育委員会及び警察本部を除く。）

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	県	5,002	4,920	98.4
特別健康診断	県	1,384	2,381	86.0
成人病予防健康診断（35歳以上）	県	3,419	3,370	98.6
成人病予防健康診断（35歳未満）	県	1,644	1,608	97.8
新規採用職員健康診断	県	82	82	100.0
婦人科健康診断（子宮がん）	県	414	384	92.8
婦人科健康診断（乳がん）	県	183	170	92.9
人間ドック健康診断	県・共済組合	1,929	1,923	99.7
VDT作業従事職員健康診断	県	5,192	3,828	73.7

（注） 特別健康診断の受診者数は、年2回実施の延べ人数です。

b 病院局（健康診断は、病院局においても別途実施しています。（人間ドックを除く））

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	病院局	835	668	80.0
特別健康診断	病院局	925	833	90.1
成人病予防健康診断（35歳以上）	病院局	510	427	83.7
成人病予防健康診断（35歳未満）	病院局	325	253	77.8
新規採用職員健康診断	病院局	7	7	100.0
婦人科健康診断（子宮がん）	病院局	201	147	73.1
婦人科健康診断（乳がん）	病院局	106	93	87.7
人間ドック健康診断	県・共済組合	198	198	100.0
VDT作業特定従事職員健康診断	病院局	208	129	62.0

（注） 特別健康診断の対象者数及び受診者数は、延べ人数です。

c 教育委員会

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
新規採用教職員健康診断	県(教)	105	105	100.0
教職員定期健康診断	県(教)	5,206	4,997	96.0
教職員結核健康診断	県(教)	5,151	4,262	82.7
VDT作業従事教職員健康診断	県(教)	5,032	4,269	84.8
教職員人間ドック(脳ドック含む)	共済組合 県(教) 市町村 互助会	7,493	5,953	79.4
乳がん・子宮がん検診	共済組合 県(教)	6,316	3,750	59.4

d 警察本部

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
結核精密検査	県(警)	5	5	100.0
生活習慣病検診	県(警) 共済組合	3,745	3,729	99.6
特別健康診断	県(警)	20	20	100.0
雇入時健康診断	県(警)	191	191	100.0
VDT作業員健康診断	県(警)	38	37	97.4
婦人科検診	県(警)	218	182	83.5

(1) その他の事業の概要(主なもの)

a 知事部局等(教育委員会及び警察本部を除く。)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康診断事後指導	要注意所見のある職員の指導	県	857
健康相談事業	心身の健康に関する相談	県	126
30歳時健康教育事業	心と体の健康づくり	県	116
メンタルヘルスサポート研修	心の健康づくり	県	77
メンタルヘルス講習会	心の健康づくり	県	84
メボリック改善(動脈硬化予防)事業	生活習慣病予防教室	共済組合	187

b 教育委員会

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
教職員相談	職場や家庭、健康についての相談	県(教)	133
メンタルヘルスセミナー	教職員の心の健康づくり	共済組合	200
教職員健康相談事業	心身の悩みについての相談	共済組合	14

c 警察本部

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
安全衛生セミナー	心の健康づくり	県(警)	113
健康管理講習会	健康管理の集団指導	県(警)	81
保健指導	心身の健康に関する個別指導	県(警)	112
ヘルスアップセミナー	心身両面の健康づくり	共済組合	62

(2) 公務災害等の状況

区 分	平成18年度 度 末 未認定件数	平成19年 度 中 申 請 件 数	平成19年度中認定状況				平成19年 度 末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	10	201	205	4	0	209	2
通勤災害	1	15	16	0	0	16	0
合 計	11	216	221	4	0	225	2

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成19年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成19年度）」3及び4のとおりです。

8 その他知事が必要と認める事項

(1) 公益通報の状況

職員からの内部通報に関する窓口を設置し、通報者の保護を図りながら、法令違反等の未然防止や是正等の措置を行うことにより、適法かつ公正な県政運営を進めるため、公益通報制度を実施しています。

なお、平成19年度の状況は、以下のとおりです。

機 関 名	通報件数	(うち受理件数)	(うち不受理件数)
知事部局	4	4	0
企業局	0	0	0
病院局	0	0	0
教育委員会	1	1	0
警察本部	0	0	0
その他委員会等	0	0	0

(注) 1 知事部局の受理件数4件のうち是正措置を要しなかったもの 3件

(注) 2 知事部局の受理件数4件のうち翌年度継続して調査を実施したもの 1件

(2) 職員に対する働きかけに関する対応状況

職員が、一定の公職にある者等から入札及び契約事務に関する働きかけを受けた場合、その内容を記録し、組織として適切な対応に努めるとともに、透明で開かれた県政の運営に資するよう当該記録票については、公開の対象としております。ただし、議会、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの及び単なる照会又は資料請求は、記録の対象から除きます。

(平成19年度の状況)

働きかけを受けた案件 なし

～ 目次 ～

福島県人事委員会の業務報告（平成19年度）

1	職員の競争試験及び選考の状況	1
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	4
3	勤務条件に関する措置の要求の状況	4
4	不利益処分に関する不服申立ての状況	4
5	人事行政相談の状況	5
6	その他	5

〔人事委員会の業務状況の報告様式〕

福島県人事委員会の業務報告（平成19年度）

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

区	分	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大 学 卒 程 度		5 月 1 日	5月7日～5月18日	6 月 2 4 日	7月31日～8月2日	8 月 1 7 日
資 格 免 許 職		5 月 1 日	8月6日～8月17日	9 月 2 3 日	10月29日～30日	11 月 1 6 日
「 看 護 」 第 2 回		11 月 6 日	11月19日～12月4日	(H20)1月13日	(H20)2月7日	(H20)2月22日
高 校 卒 程 度		5 月 1 日	8月6日～8月17日	9 月 2 3 日	10月29日～30日	11 月 1 6 日
警 察	通 常	5 月 1 日	警察官 A (男性)	7 月 8 日	8月16日～8月17日	9 月 7 日
	警察官 A (女性)		5月21日～6月1日			
	警察官 B (男性)		7月30日～8月10日			
	警察官 B (女性)					
官 募 集	特 別	3 月 1 6 日	警察官 A (男性)	5 月 1 3 日	6月20日～6月21日	7 月 1 3 日
	警察官 A (女性)		3月26日～4月6日			
	警察官 B (男性)		—			
	警察官 B (女性)		—			
市町村立学校栄養職員		5 月 1 日	8月6日～8月17日	9 月 2 3 日	10月29日～30日	11 月 1 6 日
市町村立学校事務職員						

イ 競争試験の実施状況

(単位：人・%)

事項		採用予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b / a	第 1 次 合格者数	最 終 合格者数 c	競争倍率 b / c	
大 学 卒 程 度	行政事務	26	512(185)	298(106)	58.2(57.3)	57(23)	29(11)	10.3	
	警察事務	8	131(65)	90(47)	68.7(72.3)	23(14)	7(5)	12.9	
	農業	6	42(13)	33(11)	78.6(84.6)	22(9)	7(1)	4.7	
	農業土木	1	8 (2)	3 (2)	37.5(100.0)	3 (2)	1 (1)	3.0	
	林業	1	10 (5)	7 (4)	70.0(80.0)	5(4)	1 (0)	7.0	
	土木	6	56(4)	41(2)	73.2(50.0)	17(0)	6(0)	6.8	
	建築	2	13(1)	8(1)	61.5(100.0)	5(0)	2(0)	4.0	
	化学	6	32(11)	23(7)	71.9(63.6)	17(6)	6(3)	3.8	
	農芸化学	3	14(7)	11(6)	78.6(85.7)	8(5)	4(3)	2.8	
	薬学	4	9 (3)	8 (2)	88.9(66.7)	7(2)	4(0)	2.0	
	畜産	1	10 (5)	10 (5)	100.0 (100.0)	4 (2)	1 (0)	10.0	
	水産	-	- ()	- ()	- ()	- ()	- ()	-	
	機械	2	11(0)	8(0)	72.7(0)	6(0)	2(0)	4.0	
	心理判定員	2	33(26)	23(19)	69.7(73.1)	7(3)	3(1)	7.7	
	小計	68	881(327)	563(212)	63.9(64.8)	181(70)	73(25)	7.7	
	資 格 免 許 職	司書	2	101 (83)	86 (73)	85.1(88.0)	7(4)	2(1)	43.0
		栄養士	2	29(27)	26(24)	89.7(88.9)	10(9)	4(3)	6.5
臨床検査技師		5	26 (15)	19 (11)	73.1 (73.3)	13 (9)	5 (3)	3.8	
看護		35	30 (25)	29 (24)	96.7(96.0)	29(24)	20 (17)	1.5	
第 2 回		6	17(16)	15(14)	88.2(87.5)	15(14)	10(9)	1.5	
小計	50	203(166)	175(146)	86.2(88.0)	74(60)	41(33)	4.3		
高 校 卒 程 度	行政事務	4	102(51)	80(38)	78.4(74.5)	12(2)	6(1)	13.3	
	警察事務	4	92(54)	69(39)	75.0(72.2)	20(11)	7(4)	9.9	
	農業土木	-	- ()	- ()	- ()	- ()	- ()	-	
	林業	-	- ()	- ()	- ()	- ()	- ()	-	
	土木	-	- ()	- ()	- ()	- ()	- ()	-	
	小計	8	194(105)	149(77)	76.8(73.3)	32(13)	13(5)	11.5	
警 察 官 募 集	通 常 試験	73	478	372	77.8	253	86	4.3	
	警察官 A (女性)	3	103(103)	70(70)	68.0(68.0)	16(16)	3(3)	23.3	
	警察官 B (男性)	55	373	314	84.2	190	60	5.2	
	警察官 B (女性)	3	61(61)	51(51)	83.6(83.6)	15(15)	3(3)	17.0	
	小計	134	1,015(164)	807(121)	79.5(73.8)	474(31)	152(6)	5.3	
	特 別 募集	57	356	267	75.0	181	69	3.9	
	警察官 A (女性)	3	56(56)	39(39)	69.6(69.6)	15(15)	5(5)	7.8	
	警察官 B (男性)	-	-	-	-	-	-	-	
	警察官 B (女性)	-	- ()	- ()	- ()	- ()	- ()	-	
	小計	60	412(56)	306(39)	74.3(69.6)	196(15)	74(5)	4.1	
市町村立学校栄養職員	6	70(67)	61(58)	87.1(86.6)	16(14)	6(4)	10.2		
市町村立学校事務職員	1	16(8)	12(6)	75.0(75.0)	4(2)	1(1)	12.0		
合 計	327	2,791(893)	2,073(659)	74.3(73.8)	977(205)	360(79)	5.8		

注) 表中の () 内の数字は、女性の内数。

(2) 採用選考・昇任選考の実施状況

給料表	採用・昇任の別 任命権者 相当職	採 用					昇 任				
		知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計	知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計
行政職	部長相当職	3	0	0	1	4	7	0	0	0	7
	総括参事相当職	2	1	0	0	3	24	2	0	0	26
	参事相当職	2	12	0	0	14	58	18	0	3	79
	副主幹相当職	2	0	0	0	2	71	1	0	5	77
	主査相当職	2	1	2	0	5	122	14	20	5	161
	上級係員	3	0	1	0	4					
	係員	13	3	7	0	23					
計	27	17	10	1	55	282	35	20	13	350	
公安職	警視(部長)	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21
	警視(課長)	0	0	7	0	7	0	0	29	0	29
	警部	0	0	8	0	8	0	0	61	0	61
	警部補	0	0	3	0	3	0	0	28	0	28
	巡查部長	0	0	2	0	2	0	0	17	0	17
	巡查	0	0	3	0	3					
計	0	0	23	0	23	0	0	156	0	156	
研究職	研究所長相当職	0	0	0	0	0	5	1	1	0	7
	研究部長相当職	0	0	0	0	0	7	1	1	0	9
	研究主任相当職	0	0	0	0	0	7	1	1	0	9
	上級研究員	0	0	0	0	0					
	研究員	3	0	0	0	3					
計	3	0	0	0	3	19	3	3	0	25	
医療職(一)	病院長相当職	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	診療部長相当職	3	0	0	5	8	3	0	0	0	3
	医長相当職	1	0	0	5	6	3	0	0	0	3
	医員	3	0	0	15	18					
計	8	0	0	25	33	6	0	0	0	6	
医療職(二)	医療所長相当職	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	医療部長相当職	0	0	0	0	0	4	0	0	1	5
	医療主任相当職	0	0	0	0	0	6	0	0	4	10
	上級医療係員	1	0	0	0	1					
	医療係員	3	0	0	1	4					
計	4	0	0	1	5	12	0	0	5	17	
医療職(三)	看護部長相当職A	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
	看護部長相当職B	0	0	0	0	0	6	0	0	4	10
	看護師長相当職	0	0	0	0	0	3	0	0	11	14
	上級看護係員	0	0	0	0	0					
	看護係員	3	0	0	0	3					
計	3	0	0	0	3	13	0	0	15	28	
事務職	副主幹相当職	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
	主査相当職	0	0	0	0	0	0	32	0	0	32
	上級係員	0	0	0	0	0					
	係員	0	0	0	0	0					
計	0	0	0	0	0	0	38	0	0	38	
医療職	医療主任相当職	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7
	上級医療係員	0	0	0	0	0					
	医療係員	0	0	0	0	0					
計	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	
教育職	主任管理主事	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	管理主事	0	13	0	0	13					
	計	0	14	0	0	14	0	0	0	0	0
合計	計	45	31	33	27	136	332	83	179	33	627

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
別紙のとおり

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況
該当なし

(2) 完結事案一覧表
該当なし

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)		
							処分取消	処分修正	処分承認			
分限処分	降給											
	降任											
	休職											
	分限免職	2		2						1	1	1
懲戒処分	戒告	119	1	120		10					10	110
	減給											
	停職											
	懲戒免職	2	1	3								3
転任												
その他												
計	123	2	125		10					1	11	114

(2) 完結事案一覧表

事案名等	請求者	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
18(不)1	公立学校教員	県教育委員会	分限免職処分	平成20年3月27日	処分承認

5 人事行政相談の状況

人事行政相談員が、職員から相談を受けた件数 6件

6 その他

(1) 職員団体の登録の状況

ア 登録職員団体名

- 自治労福島県職員労働組合
- 福島県高等学校教職員組合
- 福島県立高等学校教職員組合
- 福島県教職員組合
- 福島県学校事務労働組合

イ 平成19年度変更登録年月日とその内容

- 福島県高等学校教職員組合 平成19年4月10日（役員、事務所の所在地の変更）
- 福島県立高等学校教職員組合 平成19年4月13日（役員の変更）
- 自治労福島県職員労働組合 平成19年4月23日（役員、規約の変更）
- 福島県学校事務労働組合 平成19年6月4日（役員の変更）
- 福島県教職員組合 平成19年11月14日（規約の変更）

(2) 管理職員等の範囲の指定の状況

組織及び職の改廃等により、県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則を改正
平成19年5月7日規則改正

(3) 労働基準監督機関としての職権の行使

ア 対象事業場

区分	労基法別表第1第11号	労基法別表第1第12号	官公署	計
事業場数	0	139	101	240

イ 解雇予告除外認定

3件

ウ 特定機械等の設置及び検査状況（平成19年度末現在の基数）

検査種類	ボイラー	第一種圧力容器
設置数	88	28
性能検査	86	27
落成検査	1	-
変更検査	-	-
廃止報告	3	2

職員の給与等に関する報告・勧告の概要

平成19年10月4日

福島県人事委員会

本年の報告・勧告の特徴

- 職員の給与と民間給与との較差（0.49%）を埋めるため、給料月額の上上げ及び子等に係る扶養手当の上上げ改定
- 期末・勤勉手当の上上げ（0.05月分）

I 職員の給与と民間給与との較差に基づく改定

1 給与の比較

本委員会は、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の 928 の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって 160 事業所を抽出し、職種別民間給与実態調査を実施した。

その結果、本年 4 月における職員の給与と民間給与との較差等は次のとおりである。

(1) 月例給

職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較差(b)-(a)
394,001 円	395,933 円	1,932 円 (0.49%)

(2) 特別給

職員の年間支給割合	民間の年間支給割合
4.40 月	4.45 月

※ 民間の年間支給割合（民間事業所において昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支給された特別給（ボーナス）の割合）

2 本年の給与の改定

<月例給>

(1) 給料表

較差を解消するため、人事院勧告による改定後の俸給表を基本に、若年層への配分に配慮しながら、全ての職務の級で給料月額を上上げ改定

（実質改定率 1 級 2.3 %、2 級 2.0 %、3 級 1.2 %、4 級 0.3 %、5 級以上 0.0 %）

(2) 扶養手当

民間の支給状況を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮し、子等に係る支給月額を 500 円引上げ（6,000 円→6,500 円）

(3) 地域手当

人事院勧告の内容に準じて、給与構造改革における今後の改定分の一部を繰り上げて改定（東京都特別区在勤者 0.5 % 引上げ（14 %→14.5 %））

[実施時期] 平成 19 年 4 月 1 日

<期末・勤勉手当>

年間支給割合を 0.05 月分引上げ（4.40 月分→4.45 月分）

[実施時期] 平成 19 年 12 月 1 日

【期末手当・勤勉手当期別支給割合（一般職員）】

	6 月 期	12 月 期	合 計
19年度 期 末 手 当	1.4 月（支給済み）	1.55 月（改定なし）	2.95 月（改定なし）
勤 勉 手 当	0.725 月（支給済み）	0.775 月（現行 0.725 月）	1.50 月（現行 1.45 月）
20年度 期 末 手 当	1.4 月	1.55 月	2.95 月
以降 勤 勉 手 当	0.75 月	0.75 月	1.50 月

II 給与構造の改革

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間の暫定的な地域手当の支給割合について、人事院勧告の内容に準じて設定

（東京都特別区在勤者 1.5 % 引上げ（14.5 % → 16 %）、大阪市在勤者及び医師 1 % 引上げ（12 % → 13 %））

III その他の課題

1 通勤手当について

最近のガソリン価格の変動や交通用具の状況等をより反映した支給額等について検討する必要

2 公務員制度改革について

引き続き、より客観的な評価制度に基づく能力・実績重視の人事制度の導入に向けて検討していく必要

3 高齢期の雇用について

平成 25 年度から無年金期間が生じることを踏まえ、雇用と年金の連携を図り、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく、職務に専念できる環境を整備することについて、国や他の地方公共団体の動向等を踏まえながら検討していく必要

4 総実勤務時間の短縮等について

引き続き計画的かつ効率的な業務の執行に努め、超過勤務時間の縮減及び年次有給休暇の計画的な取得に向けた取組みを進める必要

また、なお一層、メンタルヘルス対策の推進に取り組む必要

5 勤務時間の見直しについて

今後の国等の動向を踏まえながら、勤務時間の見直しについて必要な検討を進めていく必要

6 男女共同参画社会の実現に向けて

男女の別なく個々の職員が持てる力を充分発揮していけるような環境づくりに、引き続き取り組んでいく必要

また、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、育児休業や特別休暇等の利用促進に向けた環境整備に努めていく必要

7 服務規律の確保等について

公務員としての高い倫理観を保持し、厳正な服務規律のもと、業務の適正な執行に努める必要

(参考資料)

勧告が実施された場合の改定内容等

1 改定内容（行政職の場合）

区 分	改定額	改定率
合 計	円 1,932	% 0.49
給料月額	1,565	0.40
諸手当等	367	0.09
平均給与月額	現 行	394,001 円
	改定額	1,932 円
	改定後	395,933 円

(注) 平均給与月額は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、給料の特別調整額、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等及び寒冷地手当（月額相当額）の合計額である。

2 標準モデルによる年間給与の増加額（行政職の場合）

		給料月額		年間給与の増加額		
		勧告前	勧告後	給料・諸手当 (a)	期末・勤勉手当 (b)	合計 (a)+(b)
係 員	配偶者	円	円	円	円	円
30歳		234,000	237,700	44,400	28,165	72,565
主 査	配偶者	303,000	306,700	56,400	36,146	92,546
38歳	子2人					
参 事	配偶者	442,400	442,400	12,000	28,388	40,388
52歳	子2人					
部 長	配偶者	551,300	551,300	0	39,969	39,969
57歳						
平均年齢 (43.3歳) の職員	配偶者	355,994	355,994	12,000	22,530	34,530
	子2人					

(注) 1 給料月額には、給料の調整額、諸手当等は含まない。

2 上記の例は、一つのモデルケースであり、世帯構成、昇格等の違いにより各職員ごとに異なる。

3 給料の経過措置適用者は、勧告後も給料月額は変わらない。

3 最近10年間の改定額等の状況（行政職の場合）

年度	区分	本 県		国	
		改定額（円）	改定率（％）	改定額（円）	改定率（％）
平成19年度		1,932	0.49	1,352	0.35
	（給料月額の場合）	1,565	0.40	387	0.10
平成18年度		0	0	0	0
	（給料月額の場合）	0	0.00	0	0.00
平成17年度		△ 1,400	△ 0.35	△ 1,389	△ 0.36
	（給料月額の場合）	△ 1,156	△ 0.29	△ 1,054	△ 0.28
平成16年度		△ 352	△ 0.09	△ 246	△ 0.06
	（給料月額の場合）	0	0.00	0	0.00
平成15年度		△ 4,310	△ 1.09	△ 4,054	△ 1.07
	（給料月額の場合）	△ 3,852	△ 0.98	△ 3,446	△ 0.91
平成14年度		△ 7,816	△ 1.96	△ 7,770	△ 2.03
	（給料月額の場合）	△ 7,060	△ 1.77	△ 6,408	△ 1.67
平成13年度		125	0.03	313	0.08
	（給料月額の場合）	0	0.00	0	0.00
平成12年度		470	0.12	434	0.12
	（給料月額の場合）	0	0.00	0	0.00
平成11年度		934	0.24	1,034	0.28
	（給料月額の場合）	932	0.24	979	0.26
平成10年度		2,776	0.73	2,785	0.76
	（給料月額の場合）	2,268	0.60	2,247	0.62

（注）平成16年度の改定額及び改定率については、寒冷地手当改正による影響を考慮した。

4 最近10年間の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数の状況（一般職員）

年度	区分	年間平均支給月数			前年との増減月数
		期末手当	勤勉手当	合計	
平成19年度		2.95	1.50	4.45	0.05
平成18年度		2.95	1.45	4.40	△ 0.05
平成17年度		3.00	1.45	4.45	0.05
平成16年度		3.00	1.40	4.40	0.00
平成15年度		3.00	1.40	4.40	△ 0.25
平成14年度		3.25	1.40	4.65	△ 0.05
平成13年度		3.55	1.15	4.70	△ 0.05
平成12年度		3.60	1.15	4.75	△ 0.20
平成11年度		3.75	1.20	4.95	△ 0.30
平成10年度		4.05	1.20	5.25	0.00

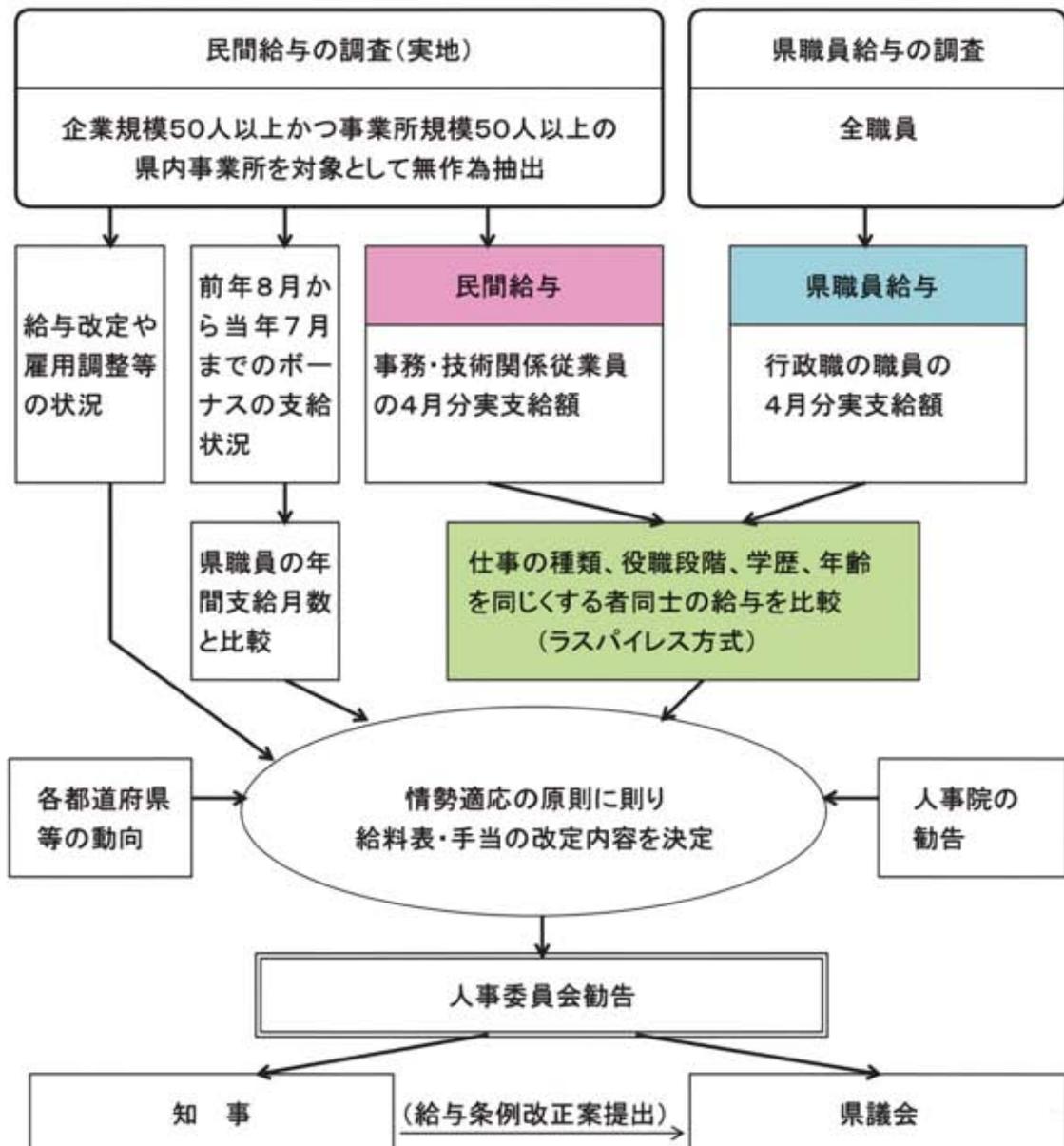
給与勧告のしくみ

1 人事委員会の給与勧告制度

公務員は、労働基本権が制約され、民間企業のように労使の交渉によって給与を決めることができません。このため、その代償措置として、地方公務員法に基づき、人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

この給与勧告は、県職員の給与を社会一般の情勢に適応したものにするため、国及び他の地方公共団体の職員の給与や民間の給与などと均衡させることを基本に行っています。

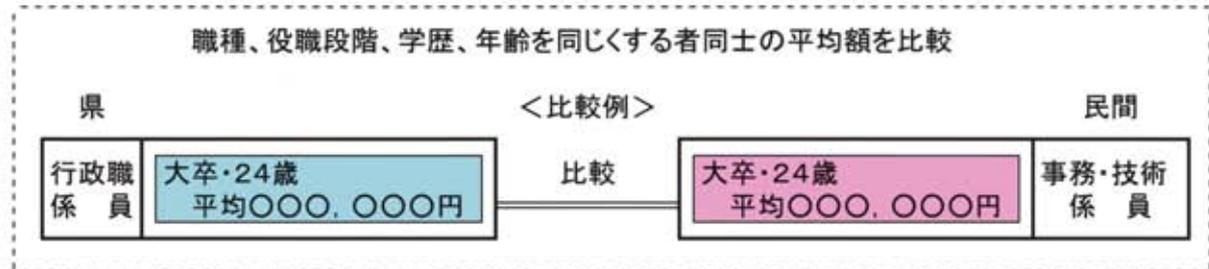
2 給与勧告の流れ



県職員給与と民間給与との比較方法(ラスパイレス方式)のしくみ

個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(B)が、現に支払っている支給総額(A)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、役職段階、学歴、年齢別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

1 比較方法



2 ラスパイレス方式による較差算出 (企業規模500人以上の民間事業所との比較例)

<県職員に支給されている給与総額(A)>

1級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数
2級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数
3級・4級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数
5級・6級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数
7級・8級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数
9級・10級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数

<県職員に民間給与を支給した場合の総額(B)>

民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	係員
民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	主任
民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	係長
民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長代理
民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長
民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	部次長 部長 支店長

上記の総額(A)÷県職員総数=(a) 比較 上記の総額(B)÷県職員総数=(b)

県職員給与と民間給与との較差=(b)-(a)